

令和 2 年分
(秋田県)

農業投資価格の金額表

租税特別措置法第 70 条の 6 第 2 項に規定する農地等についての相続税の納税猶予額
算定の基礎となる農業投資価格は、次表のとおりです。

(10 アール当たり)

地目 都道府県	田	畑
秋田県	千円 4 7 0	千円 1 7 5